

議第 8 8 号 呉市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国及び広島県に準じ，災害応急作業等派遣手当の額を改定するため，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

災害応急作業等派遣手当は，職員が，対象となる大規模な災害が発生した本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務に従事したときに支給するものです。

この度，国及び広島県において災害応急作業等手当の額の改定があったことを踏まえ，災害応急作業等派遣手当の額を，次の表のとおり改正します。

(単位：円)

区分	改正前	改正後	改定差額 (改定後－改定前)
日の出時から日没時までの間に従事した場合	1, 0 8 0	1, 4 4 0	+ 3 6 0
日没時から日の出時までの間に従事した場合	1, 6 2 0	2, 1 6 0	+ 5 4 0
著しく危険であると消防長が認める場合	2, 1 6 0	2, 8 8 0	+ 7 2 0

3 施行期日等

公布の日（令和 8 年 4 月 1 日から適用）